## 第3章 自治会・町内会等への主な助成制度等

*	変更点には下線が引いてあります。
1.	自治会等事務委託 ・・・・・・・・・・・・・・・・・16ページ
	新潟市自治会等事務委託【事業番号1】
2.	集会所に関する助成制度 ・・・・・・・・・・・・16~17ページ
	自治会等集会施設借上補助金【事業番号2】
	自治会等集会所用地借上補助金【事業番号3】
	自治会等集会所建設費補助金【事業番号4】
3.	防犯・防災に関する助成制度 ・・・・・・・・・・・17~20ページ
	防犯灯設置補助金【事業番号5】
	防犯灯電気料補助金【事業番号6】
	自主防災組織結成助成【事業番号7】
	自主防災組織活動助成金【事業番号8】
	防災士育成助成金【事業番号9】
4.	循環型社会づくりに関する助成制度 ・・・・・・・・・20~22ページ
	ごみ集積場設置等補助金【事業番号10】
	ごみ出し支援事業支援金【事業番号11】
	地域清掃活動費等補助金【事業番号12】
	クリーンにいがた推進員制度【事業番号13】
	集団資源回収活動奨励金【事業番号14】
	新潟市リユース食器普及事業【事業番号15】
5.	福祉・衛生に関する助成制度 ・・・・・・・・・・・23~26ページ
	新潟市老人クラブ補助金交付事業【事業番号16】
	地域の茶の間支援事業(地域の茶の間助成事業)【事業番号17】
	地域の茶の間支援事業(週1回以上)【事業番号18】
	住民主体の訪問型生活支援【事業番号19】
	地域ふれあい事業助成【事業番号20】
	敬老祝会助成事業【事業番号21】
	歳末たすけあい事業助成【事業番号22】
	衛生害虫駆除用薬剤購入費補助【事業番号23】
6.	私道・除雪・排水ポンプ等に関する助成制度 ・・・・・・27~28ページ
	私道等整備費助成【事業番号24】
	自治会除雪助成【事業番号25】

新潟市歩道除雪奨励金交付制度【事業番号26】

## 

### 7. その他の助成制度 ・・・・・・・・・・・・・・・29~32ページ

公園愛護協力費【事業番号29】

新潟市緑化活動推進事業【事業番号30】

空き家活用推進事業(地域活動活用タイプ)【事業番号31】

地域活動補助金【事業番号32】

市民活動保険【事業番号33】

新潟市バス停上屋等整備事業補助金【事業番号34】

#### 【概算払いについて】

・概算払い(事業の終了前に、補助金をお支払いすること)ができる補助金も ありますので、詳しくは、各補助金制度の担当課までお問い合わせください。

### 【申請書等の修正について】

・書類に修正テープや修正ペンは使用できません。修正がある場合は、 二重線を引き、訂正を行ってください。

#### 【押印の廃止について】

・市民サービスの向上、行政手続きの簡素化の観点から、市に提出される申請書届出 書等への押印を廃止しました。

西区役所ホームページで自治会・町内会に関する助成金をまとめて紹介しています ※申請様式などもダウンロードできます。

新潟市トップページ > 西区 > 西区の取り組み > 自治会・町内会 > 自治会・町内会等への助成制度について



### 1. 自治会等事務委託

制度等名称	<b>新潟市自治会等事務委託</b> 事業番号 1		
助成等対象	自治会・町内会と事務委託契約を結び、行政連絡事務等の事務委	託	
	費として、自治会・町内会に委託料を支払います。		
助成額・	・世帯割 94円×世帯数*×12ヶ月		
補助の条件等	・均等割 世帯数 <sup>※</sup> に応じた年額(1自治会あたり)		
	100世帯未満 5,500円		
	100世帯以上500世帯未満 6,000円		
	500世帯以上 6,500円		
	※世帯数:行政連絡事務の文書の回覧または各戸配布をしている世帯		
	数のうち、多い方を算定基礎世帯とします。		
交付対象団体	自治会•町内会		
問い合わせ先	西区地或果企画・地或振興担当 窓口番号 ⑫ 025-264-717	72	
メールアドレス	chiiki.w@city.niigata.lg.jp		

# 2. 集会所に関する助成制度

制度等名称	自治会等集会施設借上補助金	事業番号	2
助成等対象	自治会・町内会又はその連合組織が地域活動	としての集	会を行うた
	め、市の所有する以外の集会施設を借り上げる	場合に要す	る経費の一
	部を補助します。		
助成額・	補助対象 : 年間借上料		
補助の条件等	補助率:1/2 限度額:30万円		
申請期間等	当該年度の補助については、前年度の7月末日までに、事前相談が必		
	要です。		
	事前相談がない場合は、当該年度中に対応できない場合もあります。		
交付対象団体	自治会•町内会、連合自治会		
問い合わせ先	西区地或黑企画 • 地或辰興坦当 窓口番号 ④ 025-264-7172		
メールアドレス	chiiki.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	自治会等集会所用地借上補助金 事業番号 3		
助成等対象	自治会・町内会又はその連合組織が地域活動としての集会を行うた		
	め、市の所有する以外の集会所用地を借り上げる場合に要する経費の		
	一部を補助します。		
助成額・	補助対象 : 年間借上料		
補助の条件等	補助率:1/2 限度額:10万円		
申請期間等	当該年度の補助については、前年度の7月末日までに、事前相談が必要です。		
	事前相談がない場合は、当該年度中に対応できない場合もあります。		
交付対象団体	自治会•町内会、連合自治会		
問い合わせ先	西区地或黑企画•地或辰興坦当 窓口番号 ⑫ 025-264-7172		
メールアドレス	chiiki,w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	自治会等集会所建設費補助金 事業番号 4
助成等対象	自治会・町内会又はその連合組織が地域活動を行うため、その拠点
	となる集会所を建設、購入又は修繕を行う場合に要する経費の一部を
	補助します。
助成額・ 補助の条件等	【建設費補助】 補助率:1/2 基準単価:125,000円(限度) 限度額:800万円 (500世帯以上かつ250㎡以上の大規模集会所 1,200万円) 【修繕費補助】 補助率:1/3 限度額:100万円 (ただし、30万円に満たない場合は補助対象としません) (10年間で利用できる修繕費は、100万円までです)
申請期間等	当該年度の補助については、前年度の8月末日までに、事前相談が必
	要です。
	事前相談がない場合は、当該年度中に対応できない場合もあります。
交付対象団体	自治会•町内会、連合自治会
問い合わせ先	西区地域銀企画・地域振興担当 窓口番号 ⑫ 025-264-7172
メールアドレス	chiiki.w@city.niigata.lg.jp

## 3. 防犯・防災に関する助成制度

制度等名称	防犯灯設置補助金 事業番号 5			
助成等対象	自治会・町内会が自主的に設置・管理する防犯灯を対象に、設置費			
	用の一部を補助します。			
助成額・	<環境配慮型防犯灯> 補助率:設置費の1/2			
補助の条件等	限度額:1灯あたり30,000円			
	補助対象外:60W を超える新設防犯灯 <専用柱> 補助率:設置費の1/2			
	限度額:1本あたり33,000円 ※環境配慮型防犯灯とは、LED 灯など、従来の蛍光灯・水銀灯などに 比べて光源が長寿命で省電力の防犯灯のことをいいます。従来の蛍 光灯・水銀灯などの設置については、補助対象外です。 ※1団体あたりの申請上限灯数:20灯、専用柱は10本 500世帯以上の大規模自治会は、40灯、専用柱は20本			
申請期間等	5月末日までに交付申請書と添付書類を西区地域課企画・地域振興担当へ提出してください。また緊急に修繕する場合、まずは修繕前にご相談下さい。			
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、地域コミュニティ協議会			
問い合わせ先	西区地域果企画・地域辰興担当 窓口番号 ⑫ 025-264-7172			
メールアドレス	chiiki.w@city.niigata.lg.jp			

制度等名称	防犯灯電気料補助金 事業番号 6			
助成等対象	自治会・町内会が自主的に設置・管理する防犯灯を対象に、電気料			
	の一部を補助します。			
助成額・ 補助の条件等	〈環境配慮型防犯灯〉(LED 灯など) 補助率:9月分電気料金×12か月(年間電気料の10/10相当) 限度額:1灯あたり、60Wまでの公衆街路灯の電気料 <その他の防犯灯〉 補助率:9月分電気料金×6か月(年間電気料の1/2相当) 限度額:1灯あたり、100Wまでの公衆街路灯の電気料			
	★東北電力による「公衆街路灯管理一覧表」の配布は終了しました。 9月分の電気料金請求内訳書と領収書が必要です。			
申請期間等				
1 813 743 1-3 3	担当へ提出してください。※申請書は9月頃、西区地域課から各自治会に送付します。			
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、地域コミュニティ協議会			
問い合わせ先	西区地或黑企画 • 地或辰興担当 窓口番号 ⑫ 025-264-7172			
メールアドレス	chiiki,w@city.niigata.lg.jp			

### ★ 防犯灯の点検をお願いします

防犯灯は地域で設置・管理していただいていますが、設置が古く、会長の世代交代などによって所有が不明確・あいまいになっているものや破損、球切れ、落下の危険性があるものもあります。随時、地域の防犯灯の点検をお願いします。

## にいがた防犯ボランティアネットワーク登録団体募集中

新潟市では犯罪のない安心で安全に暮らせる社会の実現のために、各地域において 防犯パトロールなどの防犯活動に取り組む団体のネットワーク形成、活動支援などを 目的として、にいがた防犯ボランティアネットワークへの登録団体を募集しています。

#### 【登録対象団体は】

各地域において、

通学路パトロールや事業活動中のながら見守り、 高齢者に対する目配りなど各種防犯活動に取り 組む自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、 ボランティア団体、事業所等の団体です。



#### 【登録すると・・・】

- 〇防犯グッズを無償貸与
- ・防犯パトロール用ベスト、帽子(1団体15着程度)
- ・誘導灯(団体人数5人に1本程度)
- ・車両貼付用マグネットシート

〇ネットワーク通信の配布(毎月の犯罪統計等を掲載) などの支援を実施します。

問い合わせ先

西区総務課 電話 025-264-7120

↑ 車両用マグネットシート (縦 2 0 cm×横 4 1 cm)



制度等名称	自主防災組織結成助成 事業番号 7		
助成等対象	自主防災組織を結成し、結成の届出後1年以内に自主的な防災訓練		
	を実施する場合、当該組織に対し、1組織1回を限度に結成助成を行います。		
助成額・	自主防災組織の加入世帯数に応じ、下の計算式によって求められた限		
補助の条件等	度点数の範囲内で調達可能な防災資機材を供与します。(ヘルメット、担		
	架など)		
	ただし、複数の自治会・町内会が加入する自主防災組織については、構		
	成する自治会等ごとに下の計算式により限度点数を求め、合計点数を限		
	度点数とします。		
	限度点数=50,000 点+50 点×加入世帯数		
	ただし、1 自治会・町内会あたり 70,000 点を限度とします。		
	また、1自治会・町内会あたり2本、防災のぼり旗を供与します。		
申請期間等	申請期限:自主防災組織結成の届出後、1年以内		
交付対象団体	自主防災組織		
問い合わせ先	西区総務課安心安全担当 窓口番号 ⑭ 025-264-7120		
メールアドレス	somu.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	自主防災	組織活動助成金	事業番号	8
助成等対象	自主防災組織が自主的な防災訓練を実施し、5人以上の参加があった場合に、防災資機材及び防災訓練に要した経費を対象に3/4の額の助成金を交付します。 新潟市が推奨する訓練メニューを行った場合には、上記に加え、経費の範囲内で5,000円以内の額を増額し、助成金を交付します。			
助成額・	条件:自主防災組織か	自主的な防災訓練を乳	<b>≷施し、5 人以上の参加が</b>	があった場合
補助の条件等	参加人数 通常の訓練の助成 新潟市が推奨する訓練メニューを 限度額 行った場合の助成限度額			_
	5~19人	5,000円	10, 000	円
	20~29人 10,000円 15,000円			
	30~300人20,000円25,000円301~500人25,000円30,000円			
	501人~ 30,000円 35,000円			
	助成対象経費:防災訓練実施のための資機材購入費、その他防災訓練に要した経費 ※複数の自治会・町内会で構成される自主防災組織については、構成自治会等ごとに助成金額を算定し、合計額を交付します。なお、一定の要件を満たす場合は2回目まで助成できます。			
申請期間等	訓練実施日の2週間前までに申請、訓練実施後1ヶ月以内に実績報告書			
	の提出が必要です。			
交付対象団体	自主防災組織			
問い合わせ先	西区総務課安心安全担当 窓口番号 ⑭ 025-264-7120			
メールアドレス	somu.w@city.niigata.lg.jp			

制度等名称	防災士育成助成金	事業番号	9
助成等対象	地域で防災活動を行う組織が防災リーダーとしての活躍が見込まれる 人に対して、防災士の資格取得のために当該地域組織が負担する経費に 対し、助成金を交付します。 ※防災士…特定非営利活動法人日本防災士機構の認証登録を受けた人		
助成額・補助の条件等	<ul> <li>【対象経費】</li> <li>・日本防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく防災士研修講座の受講料</li> <li>・防災士資格取得試験受験料</li> <li>・防災士認証登録料</li> <li>・日本防災士機構へ納付する防災士資格取得特例規定による資格取得費用</li> <li>【助成額の上限】</li> <li>上記対象経費の1/2(3万円を限度とする)</li> <li>※予算の限りでの助成となります。(先着順、各団体1名)</li> </ul>		
申請期間等	対象経費納入前に交付申請書の提出が必要です	•	
交付対象団体	自治会・町内会、自主防災組織、地域コミュニティ協議会		
問い合わせ先	西区総務課安心安全担当 窓口番号 ⑭ 〇	25-264-	7120
メールアドレス	somu.w@city.niigata.lg.jp		

## 4. 循環型社会づくりに関する助成制度

制度等名称	ごみ集積場設置等補助金	事業番号	10
助成等対象	ごみ集積場を管理する自治会・町内会に	対して、ごみ	集積場の購入・修
	繕費、看板設置費用の一部を助成します。		
助成額・	補助率 : 3/4(ごみ集積場1か所につき)		
補助の条件等	限度額 : 15万円(100円未満切り捨て)		
申請期間等	申請は随時、区民生活課生活環境係又は廃棄物対策課へ提出してください。		
交付対象団体	自治会・町内会、集積場管理団体		
問い合わせ先	西区区民生活課生活環境係 窓口番号 ①	025-264	4-7261
メールアドレス	kumin.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	ごみ出し支援事業支援金	事業番号	11
助成等対象	高齢者や障がい者などのごみ出しが困難	な世帯に対し	、自治会•町内
	会・地域コミュニティ協議会・地区社会福祉	協議会で募集	するボランティ
	ア等によるごみ出し支援を行う団体に支援:	金を交付しま	す。
助成額•	<ul><li>燃やすごみなどを利用者の玄関先からご。</li></ul>	み集積場へ排	出した場合
補助の条件等	利用者1名への支援で、1日につき150円が交付されます。		
	・粗大ごみを利用者の家屋等から玄関先へ排出した場合		
	利用者1名への支援で、1日につき600円が交付されます。		
申請期間等	申請は随時、区民生活課生活環境係又は廃棄物対策課へ提出してください。		
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、地域コミュニティ協議会、その他		
問い合わせ先	西区区民生活課生活環境係 窓口番号 ①	025-26	4-7261
メールアドレス	kumin.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	地域清掃活動費等補助金	事業番号	12
助成等対象	自治会・町内会、地域コミュニティ協議会	会等の団体が行	うう環境美化
	活動で使用する用具等の購入、その他当該流	舌動にかかる質	費用の一部を
	助成します。		
助成額・	・地域での一斉清掃・側溝清掃活動等		
補助の条件等	補助率:4/5		
	限度額: @250 円 × 参加者数 × 4/5	5(100円未	満切り捨て)
	・特定家電など排出禁止物の処理経費は対象	?外	
申請期間等	•清掃活動を実施する前に、区役所の窓口又は	廃棄物対策課	への事前協議
	が必要です。		
	• 他の補助金(事業番号 30:新潟市緑化活動推進事業等)を活用した活		
	動は除きます。		
	・活動が終了した日から1カ月以内、年度内	こ区民生活課金	生活環境係ま
	たは廃棄物対策課へ申請書を提出してくだる	さい。	
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、地域コミュニ	ティ協議会、	その他団体
問い合わせ先	西区区民生活課生活環境係 窓口番号 ① 〇	25-264	-7261
メールアドレス	kumin.w@city.niigata.lg.jp		

<b>生</b>		<del></del>	.1-1、上:.	. ##=	生 生 日本	=	***		1.0
制度等名称		ノリーノ	んしいかん	た推進員	刑侵	≢	業番号		13
助成等対象	自治症	自治会・町内会等の単位でクリーンにいがた推進員(任期1年)を推							
	薦し、技	進員力 かんりょう かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん	活動する	る事によ	り自治	会等のせ	世帯数に	応じて	報奨金を
	支払いる	ます。							
助成額・	・自治症	会・町内	会等の	単位で支	給しま	す。			
補助の条件等	• 活動幸	報告書の	提出が	必要です	•				
									(年額)
	++++++**	Γ0	51	101	151	201	301	401	F0.1
	世帯数 	~50	~100	~150	~200	~300	~400	~500	501~
	報奨								
	金額	10,000	15,000	20,000	25,000	35,000	45,000	55,000	65,000
	(円)								
1 40 00		1.00						-m - lm-	
申請期間等	推薦書(	よ随時、	区民生	沽課生活	5環境係	乂は廃す	建物 対策	課へ提出	出してく
	ださい。	ださい。							
交付対象団体	自治会	自治会・町内会、その他団体							
問い合わせ先	西区区民生活課生活環境係 窓口番号 ① 025-264-7261								
メールアドレス	kumin.	w@city.	niigata.	.lg.jp					

制度等名称	集団資源回収活動奨励金	事業番号	14		
助成等対象	古紙(新聞・チラシ・雑誌・ダンボール・牛乳/	<b>パック)、</b> 古繊	維(古布・古着)		
	を回収する集団資源回収活動に対して、奨励金を	交付します。			
	また、集団資源回収活動に用いる資源物保管用				
	び改修に必要経費の一部を補助するほか、活動を	行う環境を整	経備するため <b>、</b> 回		
	収用具の譲与を行います。 				
助成額・	<ul><li>奨励金 : 回収量1キログラムあたり6</li></ul>	6円(年4回	]交付)		
補助の条件等	奨励金の交付を受けようとす	する団体は、	集団資源回収		
	活動団体登録申請書兼口座	振替申込書	を市長に提出		
	し、登録しなければなりませ	せん。			
	・保管用倉庫補助金 補助率:1/2				
	限度額:下限2万円~	~上限10万	河		
	要 件: 底面積が2.	4㎡以上の	)もの。		
	(増築の場合は	(増築の場合は2. 4㎡以上)			
	•譲与する用具: <u>看板</u>				
申請期間等	申請は随時、区民生活課生活環境係又は廃棄物效	対策課へ提出	してください。		
	(※地域内での制度の周知についても、上記窓口へご相談ください)				
交付対象団体	自治会・町内会、老人クラブ・PTA、再資源化しようとする団体				
問い合わせ先	西区区民生活課生活環境係 窓口番号 ① 025-264-7261				
メールアドレス	kumin.w@city.niigata.lg.jp				

制度等名称	新潟市リユース食器普及事業	事業番号	15	
助成等対象	使い捨て容器の削減とリユース食器の	普及を図るた	め、リユース食	
	器の利用料金の一部を補助します。			
助成額・	• 対象事業: 対象団体が市内でリユース食器			
補助の条件等	・補助率等:補助対象経費の総額の1/2(10円未満切り捨て) 上限2万円。ただし、会場内で参加者にリユース食器を 用いて1,500食以上の食品または飲料を提供するイベ ントを開催する場合の上限額は5万円。 ※年間利用回数には上限があります。また、イベントの内容によって、 上限額が変わります。 ※リユース食器の紛失および破損等による弁償額は対象外です。			
申請期間等	利用日の2週間前までに申請書等を提出	してください	0	
交付対象団体	自治会・町内会、地域コミュニティ協議	会、NPO、そ	の他営利を目的	
	としない団体			
問い合わせ先	環境部循環社会推進課企画グループ	025-22	26-1391	
メールアドレス	junsui@city.niigata.lg.jp			

### 5. 福祉・衛生に関する助成制度

制度等名称	新潟市老人クラブ補助金交付事業	事業番号	16		
助成等対象	老人クラブに対し、会員の教養の向上、	建康増進、及	びレクリエーシ		
	ョン並びに地域社会との交流を総合的に実	施する活動	費について補助		
	金を交付します。				
助成額•	•補助額:活動割3,00円×年間活動月	関数(6ヶ月	以上の活動があ		
補助の条件等	ること)				
	会員割360円×4月1日現在	の会員数			
	(60歳以上で会費を納入して	いる会員のる	<u>ን</u> )		
	• 条件:次に該当するクラブ(抜粋)				
	(1)当該年度の4月1日現在結成している	こと。			
	(2)クラブの規模はおおむね30人以上であること。				
	(3)会員年齢は60歳以上であること。				
	(4)会員はクラブ活動が円滑に行われる程	度の同一小	地域内に居住し		
	ていること。				
申請期間等	6月末迄(土日祝日その他閉庁日を除く)				
交付対象団体	老人クラブ				
問い合わせ先	西区健康福祉課地域福祉担当 窓口番号 ⑤	025-2	64-7315		
メールアドレス	kenko.w@city.niigata.lg.jp				

制度等名称	地域の茶の間支援事業(地域の茶の間助成果	事業)	事業番号	17
助成等対象	地域の集会所や公民館などを利用して	、子と	もや高齢者、	、障がい者
	等、誰もが気軽に集まり交流できる場で	ある 「	地域の茶の間	引」を通じ、
	住民同士が支え合うしくみづくりの構築	極を図る	ため、地域の	の茶の間の
	活動主体に対して、開催頻度に応じた運	営経費	の助成を行り	います。
助成額・	<ul><li>月1回開催 : 助成上限額 2,50</li></ul>	0円/月		
補助の条件等	•月2回以上開催:助成上限額 5,00	0円/月	(※)	
	※ 月 2 回以上開催する地域の茶の間については、36月以内に週 1			
	回以上開催するための計画書の提出を助成の条件とします。			
	・地域の茶の間支援事業(週1回以上)	の交付	を受けている	る活動主体
	は原則、助成を受けることはできます	せん。		
申請期間等	月単位で随時受付(各区社会福祉協議会が申請窓口となります。)			
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、地域コミュニティ協議会、その他			
問い合わせ先	西区社会福祉協議会	025	5-211-	1630
メールアドレス	ward-csw.w@syakyo-niigatacity.or.j	p		_

制度等名称	地域の茶の間支援事業(週1回以上) 事業番号 18				
助成等対象	地域の集会所や公民館などを利用して、子どもや高齢者、障がい者				
	等、誰もが気軽に集まり交流できる場である「地域の茶の間」を通じ、				
	住民同士が支え合うしくみづくりの構築を図るため、週 1 回以上開催				
	する地域の茶の間の活動主体に対して、立ち上げ経費及び運営経費の				
	一部の助成を行います。				
助成額・	• 初期費用(初年度のみ):消耗品費、印刷製本費、備品購入費など				
補助の条件等	助成上限額 200,000 円/団体				
	• 運営経費: 事業に係る経費。 ただし、 もっぱら飲食を目的とする経費は除く。				
	助成上限額 20,000円/月×実施月数(年間)				
	・地域の茶の間支援事業(地域の茶の間助成事業)の交付を受けてい				
	る活動主体は運営経費の助成を受けることはできません。				
申請期間等	月単位で随時受付				
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、地域コミュニティ協議会、その他				
問い合わせ先	西区健康福祉課地域福祉担当 窓口番号 ⑮ 025-264-7315				
メールアドレス	kenko.w@city.niigata.lg.jp				

制度等名称	住民主体の訪問型生活支援 事業番号 19			
助成等対象	ボランティア団体、地縁団体、NPO 法人等が、要支援認定者等へ掃			
	除やゴミ出し、洗濯、調理、日常品等の買い物、電球交換、日常の生活			
	支援を実施する場合、その実施主体に対して運営経費等の一部の補助			
	を行います。			
助成額・	• 初期費用(初年度のみ):消耗品費、印刷製本費、備品購入費など			
補助の条件等	助成上限額 200,000円/団体			
	・運営経費:利用調整役の人件費、保険料、通信費など(従事者への人件費			
	等の直接経費は除く)			
	助成上限額 20,000円/月×実施月数(年間)			
申請期間等	月単位で随時受付			
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、地域コミュニティ協議会、ボランティア			
	団体、NPO 法人、その他			
問い合わせ先	西区健康福祉課地域福祉担当 窓口番号 ⑮ 025-264-7315			
メールアドレス	kenko.w@city.niigata.lg.jp			

制度等名称	地域ふれあい事業助成	事業番号	20
助成等対象	地域での世代交流・いきがい推進なる	どの事業に対して助成	<b>艾します。</b>
助成額・	①世代交流 ②いきがい推進 ③ふれる	あい給食 ④デジタル	レ推進
補助の条件等	⑤障がい者交流		
	①高齢者から子どもまで、地域の様/		)、交流でき
	るような場づくり・イベントを開催		=+n=w +=n+
	②高齢者や障がい者等の日常生活の活		我怕谈•越味
	の講座・健康チェック・体操などを   ③ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの		ボケ は かんしょう しゅうしゅう しゅう
	のために、会食会等を実施する。		三、十五へり込い内で
	- GA マホ教室など、誰もがデジタルを	を活用できるためのぼ	又り組み。
	<ul><li>⑤障がい者と地域住民が交流できる事</li></ul>		Х У ЛАСУ ()
	※⑤は障がい者施設のみ申請可		
	助成金額:単独の自治会・町内会	10, 0	000円
	複数の自治会・町内会	20, 0	000円
	地域コミュニティ協議会		000円
	地区社会福祉協議会	30, 0	000円
	※年度内助成回数制限あり	ホト四00	_
	※⑤のみ、参集範囲に関わらす   助成条件:実施主体が自治会・町内会		
	助成末件・美旭王体が日元云・町内云   場とする事業。(備品購入、温		
申請期間等			71-1101/1386/17
交付対象団体	自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、:		がい者施設
問い合わせ先	西区社会福祉協議会	025-211-1	
メールアドレス	ward-csw.w@syakyo-niigatacity.or.		
<i>/ / / / / / / / / /</i>	TVVara CSVV,VV@SyartyO TillbataCity,Of	.JP	

制度等名称	敬老祝会助成事業 事業番号 21			
助成等対象	長年社会の発展に寄与してきた高齢者に対し、地域で長寿を祝い、広く市民の高齢者福祉に対する理解と関心を高め、高齢者の福祉の増進を図るため、自治会や地域コミュニティ協議会が9月~10月に実施する地域交流を目的とした敬老祝会に対し、かかる経費の一部を助成します。			
助成額・ 補助の条件等	<ul> <li>・対象地域:東区、中央区、秋葉区、西区</li> <li>・自治会や地域コミュニティ協議会が9月~10月に実施する地域交流を目的とした敬老祝会に係る経費(事務費、会場費、会で出される飲食代(アルコールは除く)、祝品代など)に対する助成</li> <li>・かかった経費のうち、一人当たり1,000円を上限に助成ただし、団体ごとに下記上限額の範囲内自治会・町内会:30,000円/団体地域コミュニティ協議会:200,000円/団体</li> </ul>			
申請期間等	7月1日から7月31日までに健康福祉課地域福祉担当へ申請してください。			
交付対象団体	自治会・町内会、地域コミュニティ協議会			
問い合わせ先	西区健康福祉課地域福祉担当 窓口番号 ⑮ 025-264-7315			
メールアドレス	kenko.w@city.niigata.lg.jp			

制度等名称	歳	末たすけあい	事業助成	事業	番号	22	
助成等対象	分金を財源と	歳末時期に地域で実施する福祉事業に対し、歳末たすけあい募金の配分金を財源として助成を行います。地域住民の交流・地域福祉を考える場づくりを支援します。					
助成額・	助成金額:						
補助の条件等	世帯数	200未満	200~	400~	600	~	
	助成上限	20,000円	40,000円	60,000円	80,00	00円	
	地域コミュニ	ティ協議会・地	区社会福祉協議	義会 助成上限/	100,00	00円	
	※募金が財源のため、多くの申請があった場合は助成金額を調整します。 対象経費:会場費、機材等賃借料、広報費、ボランティア行事用 保険料、講師等謝礼(1組1万円が上限)、食材費 飲食品(参加者数×500円が上限) ※備品購入費やアルコール飲料は対象外です。 対象期間:①10月1日~11月20日に開催する事業 ②11月21日~翌1月31日に開催する事業 助成条件:(1)年齢や性別、障がいの有無に関係なく、地域住民全てが参加しやすい事業にすること。 (2)案内チラシ、会場に西区社会福祉協議会 歳末たすけあ						
申請期間等	上記①②の期間を確認し、社会福祉協議会へ申請書を提出してください。 申請締切:①8月末日まで ②10月末日まで						
	自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、地区社会福祉協議会						
問い合わせ先							
	西区社会福祉協議会 025-211-1630 ward-csw.w@syakyo-niigatacity.or.jp						
メールアドレス	ward-csw.w	wsyakyo-nii	gatacity.or.jp	)			

制度等名称	衛生害虫駆除用薬剤購入費補助	事業番号	23		
助成等対象	自治会・町内会が購入する衛生害虫駆除用殺	虫剤の経費を	補助します。		
助成額・ 補助の条件等	補助額:補助対象薬剤の単位当りの補助基準 少ない方の額に購入量を乗じて得た		比較し、		
開助の末円寸	補助の対象となる薬剤の種類 ・有機リン系殺虫剤、ピレスロイド系殺虫剤、昆虫成長制御剤、				
	有機塩素系殺虫剤 ・購入前に薬種・散布場所等についてご相談下さい。				
	※農薬、園芸用、アメシロ駆除用薬剤及び家庭用殺虫剤は除きます。				
申請期間等	月単位で随時受付。交付申請書兼実績報告書を区民生活課又は保健所環				
	境衛生課に提出してください。				
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、地域コミュニティ協議会				
問い合わせ先	西区区民生活課生活環境係 窓口番号 ① 02	25-264-	-7261		
メールアドレス	kumin.w@city.niigata.lg.jp				

### 6. 私道・除雪・排水ポンプ等に関する助成制度

制度等名称	私道等整備費助成	中茶光口	0.4
	12112132131313	事業番号	24
助成等対象	自治会・町内会が施工する一定基準の		
	溝新設・修繕、交通安全施設(防護柵)	新設・取替の工	事質を、予算
다수요포	枠の範囲で助成します。	もかいたいぼの	4 (0
助成額・	・対象基準工事費又は当該工事費のいず		
補助の条件等	• 家屋連担地域内における幅員2メート/	ル以上のもので	かつ次に該当
	するもの		
	(1)道路の両端が公道に接続   (2)満路の一端が公道に接続  かつ 他(	ク 告が言るり	ったしたのもど
	(2)道路の一端が公道に接続し、かつ、他(   等に接続	カーふり 幅貝と	M以上仍私担
	寺に接続   (3)道路の一端が公道又は幅員2m以上の	が発生に接続し	・かつ。他の
	(3/追路の一端が公道文は幅質とHI以上の   一端が公共施設等に通じるもの	が心でもにながい	ン、ハ・ン、1607
	(4)道路の一端が公道に接続する幅員2.	5m以上の袋川	\路で 椈行3
	Om以上のもの又は5戸以上の家屋が		
	・該当する私道等が法定外公共物である		F≣2(1)∼( <b>△</b> )
	- 0個員が1.8m以上であれば対象と		<u> </u>
申請期間等	当該年度の補助については、前年度のイル		認由請と見積
1 813 743 1-3 3	書の提出が必要です。		.0.0.   0.13
交付対象団体	自治会•町内会		
問い合わせ先	西区建設課管理係 窓口番号 ③	025-264	1-7661
メールアドレス	kensetsu,w@city.niigata.lg.jp		
制度等名称	自治会除雪助成	事業番号	25
助成等対象	自治会・町内会が経費を負担し、除雪達を行った場合に費用の一部を助成します。		道路の除排雪
助成等対象 助成額・	を行った場合に費用の一部を助成します。		
		び等をいう。)で	除排雪をした
助成額•	を行った場合に費用の一部を助成します。 ○建設機械(グレーダー、ドーザ、ロータ	び等をいう。)で 助員を付け加えた	除排雪をした場合も含む)。
助成額•	を行った場合に費用の一部を助成します。 ○建設機械(グレーダー、ドーザ、ロータ とき。(安全確保のために誘導員、又は補助	ブ等をいう。)で 助員を付け加えた 定める基準によ	除排雪をした 場合も含む)。 り計算した道
助成額•	を行った場合に費用の一部を助成します。 ○建設機械(グレーダー、ドーザ、ローターとき。(安全確保のために誘導員、又は補助・・・公道除雪の道路除排雪費(市が別に対して	び等をいう。)で 助員を付け加えた 定める基準によ 非雪費とを比較	除排雪をした 場合も含む)。 り計算した道
助成額•	を行った場合に費用の一部を助成します。  ○建設機械(グレーダー、ドーザ、ロータとき。(安全確保のために誘導員、又は補助・公道除雪の道路除排雪費(市が別に、路除排雪費と自治会が負担する道路除掘	が等をいう。)で 助員を付け加えた 定める基準によ 非雪費とを比較 とします。	除排雪をした 場合も含む)。 り計算した道 していずれか
助成額•	を行った場合に費用の一部を助成します。 ○建設機械(グレーダー、ドーザ、ロータ とき。(安全確保のために誘導員、又は補助 …公道除雪の道路除排雪費(市が別にな 路除排雪費と自治会が負担する道路除掘 小さい額とします。以下同じ。)の全額	が等をいう。)で 助員を付け加えた 定める基準によ 非雪費とを比較 とします。	除排雪をした 場合も含む)。 り計算した道 していずれか
助成額•	を行った場合に費用の一部を助成します。  ○建設機械(グレーダー、ドーザ、ローターとき。(安全確保のために誘導員、又は補助・・・公道除雪の道路除排雪費(市が別に、路除排雪費と自治会が負担する道路除払りさい額とします。以下同じ。)の全額を入道等除雪は、1回目は道路除排雪費の	が等をいう。)で 助員を付け加えた 定める基準によ 非雪費とを比較 とします。 2分の1助成、	除排雪をした 場合も含む)。 り計算した道 していずれか 同一路線の2
助成額•	を行った場合に費用の一部を助成します。  ○建設機械(グレーダー、ドーザ、ローターとき。(安全確保のために誘導員、又は補助・・・公道除雪の道路除排雪費(市が別に、路除排雪費と自治会が負担する道路除力でい額とします。以下同じ。)の全額を入る事でである。以下同じのである。  私道等除雪は、1回目は道路除排雪費の回目以降は4分の3助成とします。	が等をいう。)で 助員を付け加えた 定める基準によ 非雪費とを比較 とします。 2分の1助成、	除排雪をした 場合も含む)。 り計算した道 していずれか 同一路線の2
助成額•	を行った場合に費用の一部を助成します。  ○建設機械(グレーダー、ドーザ、ロータとき。(安全確保のために誘導員、又は補助・・・公道除雪の道路除排雪費(市が別に、路除排雪費と自治会が負担する道路除がいさい額とします。以下同じ。)の全額私道等除雪は、1回目は道路除排雪費の回目以降は4分の3助成とします。  ○農業用トラクターで除雪をしたとき。(は補助員を付け加えた場合も含む)。 ・・・公道除雪の道路除排雪費の全額とします。	が等をいう。)で 関員を付け加えた 定める基準によ 非雪費とを比較 とします。 2分の1助成、 安全確保のため	除排雪をした 場合も含む)。 り計算した道 していずれか 同一路線の2 に誘導員、又
助成額•	を行った場合に費用の一部を助成します。  ○建設機械(グレーダー、ドーザ、ロータとき。(安全確保のために誘導員、又は補助・・・公道除雪の道路除排雪費(市が別に、路除排雪費と自治会が負担する道路除力さい額とします。以下同じ。)の全額私道等除雪は、1回目は道路除排雪費の回目以降は4分の3助成とします。  ○農業用トラクターで除雪をしたとき。(は補助員を付け加えた場合も含む)。 ・・・公道除雪の道路除排雪費の全額としまる。 私道等除雪は、1回目は道路除排雪費の金額としまる。	が等をいう。)で 関員を付け加えた 定める基準によ 非雪費とを比較 とします。 2分の1助成、 安全確保のため	除排雪をした 場合も含む)。 り計算した道 していずれか 同一路線の2 に誘導員、又
助成額•	を行った場合に費用の一部を助成します。  ○建設機械(グレーダー、ドーザ、ロータとき。(安全確保のために誘導員、又は補助・・・公道除雪の道路除排雪費(市が別に、路除排雪費と自治会が負担する道路除がいさい額とします。以下同じ。)の全額私道等除雪は、1回目は道路除排雪費の回目以降は4分の3助成とします。  ○農業用トラクターで除雪をしたとき。(は補助員を付け加えた場合も含む)。 ・・・公道除雪の道路除排雪費の全額としまる。 私道等除雪は、1回目は道路除排雪費の回目以降は4分の3助成とします。	が等をいう。)で 助員を付け加えた 定める基準によ 非雪費とを比較 とします。 2分の1助成、 安全確保のため ます。 2分の1助成、	除排雪をした 場合も含む)。 り計算した道 していずれか 同一路線の2 に誘導員、又 同一路線の2
助成額•	を行った場合に費用の一部を助成します。  ○建設機械(グレーダー、ドーザ、ロータとき。(安全確保のために誘導員、又は補助・・・公道除雪の道路除排雪費(市が別に、路除排雪費と自治会が負担する道路除が小さい額とします。以下同じ。)の全額私道等除雪は、1回目は道路除排雪費の回目以降は4分の3助成とします。  ○農業用トラクターで除雪をしたとき。(は補助員を付け加えた場合も含む)。 ・・・公道除雪の道路除排雪費の全額としまる。  私道等除雪は、1回目は道路除排雪費の回目以降は4分の3助成とします。  ○排雪運搬用トラックで排雪をしたとき。	が等をいう。)で 助員を付け加えた 定める基準によ 非雪費とを比較 とします。 2分の1助成、 安全確保のため ます。 2分の1助成、	除排雪をした 場合も含む)。 り計算した道 していずれか 同一路線の2 に誘導員、又 同一路線の2
助成額•	を行った場合に費用の一部を助成します。  ○建設機械(グレーダー、ドーザ、ロータとき。(安全確保のために誘導員、又は補助・・・公道除雪の道路除排雪費(市が別に、路除排雪費と自治会が負担する道路除がいさい額とします。以下同じ。)の全額、私道等除雪は、1回目は道路除排雪費の回目以降は4分の3助成とします。  ○農業用トラクターで除雪をしたとき。(は補助員を付け加えた場合も含む)。 ・・・公道除雪の道路除排雪費の全額としまる。(対事運搬用トラックで排雪をしたとき。又は補助員を付け加えた場合も含む)。	が等をいう。)で 助員を付け加えた 定める基準によ 非雪費とを比較 とします。 2分の1助成、 安全確保のため ます。 2分の1助成、	除排雪をした 場合も含む)。 り計算した道 していずれか 同一路線の2 に誘導員、又 同一路線の2
助成額•	を行った場合に費用の一部を助成します。  ○建設機械(グレーダー、ドーザ、ロータとき。(安全確保のために誘導員、又は補助・・・公道除雪の道路除排雪費(市が別に、路除排雪費と自治会が負担する道路除力さい額とします。以下同じ。)の全額私道等除雪は、1回目は道路除排雪費の回目以降は4分の3助成とします。  ○農業用トラクターで除雪をしたとき。(は補助員を付け加えた場合も含む)。 ・・・公道除雪の道路除排雪費の全額とします。 ○排雪運搬用トラックで排雪をしたとき。又は補助員を付け加えた場合も含む)。・・・・道路排雪費(市が別に定める基準により。・・・・道路排雪費(市が別に定める基準により。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	が等をいう。)で 切員を付け加えた 定める基準によ 非雪費とを比較 とし分の1助成、 安全確保のため ます。 2分の1助成、 (安全確保のため (安全確保のため 計算した道路排電	除排雪をした 場合も含む)。 り計算した道 していずれか 同一路線の2 に誘導員、又 同一路線の2
助成額・補助の条件等	を行った場合に費用の一部を助成します。  ○建設機械(グレーダー、ドーザ、ロータとき。(安全確保のために誘導員、又は補助・・・公道除雪の道路除排雪費(市が別に、路除排雪費と自治会が負担する道路除がからい額とします。以下同じ。)の全額、私道等除雪は、1回目は道路除排雪費の回目以降は4分の3助成とします。  ○農業用トラクターで除雪をしたとき。(は補助員を付け加えた場合も含む)。 ・・・公道除雪の道路除排雪費の全額としまる。(対害運搬用トラックで排雪をしたとき。又は補助員を付け加えた場合も含む)。 ・・・道路排雪費(市が別に定める基準により、負担する道路排雪費を比較していずれか少を	が等をいう。)で 助員を付け加えた 定める基準によ 非雪費とを比較 とします。 2分の1助成、 安全確保のため ます。 2分の1助成、 (安全確保のため (安全確保のため 計算した道路排電 ない額)の全額と	除排雪をした 場合も含む)。 り計算した道 していずれか 同一路線の2 に誘導員、又 同一路線の2 に誘導員、又
助成額•	を行った場合に費用の一部を助成します。  ○建設機械(グレーダー、ドーザ、ロータとき。(安全確保のために誘導員、又は補助・・・公道除雪の道路除排雪費(市が別に、路除排雪費と自治会が負担する道路除力さい額とします。以下同じ。)の全額私道等除雪は、1回目は道路除排雪費の回目以降は4分の3助成とします。  ○農業用トラクターで除雪をしたとき。(は補助員を付け加えた場合も含む)。 ・・・公道除雪の道路除排雪費の全額とします。 ○排雪運搬用トラックで排雪をしたとき。又は補助員を付け加えた場合も含む)。・・・・道路排雪費(市が別に定める基準により。・・・・道路排雪費(市が別に定める基準により。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	が等をいう。)で 助員を付け加えた 定める基準によ 非雪費とを比較 とします。 2分の1助成、 安全確保のため ます。 2分の1助成、 (安全確保のため (安全確保のため 計算した道路排電 ない額)の全額と	除排雪をした 場合も含む)。 り計算した道 していずれか 同一路線の2 に誘導員、又 同一路線の2 に誘導員、又
助成額・補助の条件等	を行った場合に費用の一部を助成します。  ○建設機械(グレーダー、ドーザ、ロータとき。(安全確保のために誘導員、又は補助・・・公道除雪の道路除排雪費(市が別に、路除排雪費と自治会が負担する道路除排小さい額とします。以下同じ。)の全額私道等除雪は、1回目は道路除排雪費の回目以降は4分の3助成とします。  ○農業用トラクターで除雪をしたとき。(は補助員を付け加えた場合も含む)。 ・・・公道除雪の道路除排雪費の全額とします。 回目以降は4分の3助成とします。 回目以降は4分の3助成とします。 「排雪運搬用トラックで排雪をしたとき。又は補助員を付け加えた場合も含む)。・・・道路排雪費(市が別に定める基準により、負担する道路排雪費を比較していずれか少な除雪を行った年度内(降雪状況によっては自治会・町内会	が等をいう。)で 助員を付け加えた 定める基準によ 非雪費とを比較 とします。 2分の1助成、 安全確保のため ます。 2分の1助成、 (安全確保のため (安全確保のため 計算した道路排電 ない額)の全額と	除排雪をした 場合も含む)。 り計算したいずれか 同一路線の2 に誘導員、又 同一路線の2 に誘導員、 可とはます。 もしまで)

制度等名称	新潟市歩道除雪奨励金交付制度	事業番号	26
助成等対象	新潟市管理道路の歩道除雪において、自治		
	ィ協議会、PTA 等が自主的に実施する歩道 ・	除雪に対し奨	励金を交付しま
0+ <del>-+</del> 0+	す。   ************************************	<u> </u>	<b>-</b>
助成額・	・補助対象内容除雪機械(ハンドガイド式)		
補助の条件等	の除雪道具を使用し、歩道.		直路横断箇所にお
	いて、雪を除去する作業を	対象とする。	
	┃・奨励金の交付額…①基本額として、1 人 1 回	あたり 500円	(1日2回を限度
	とする。)		
	②実績額として・除雪延長	10mあたり1	30円
	<ul><li>道路横断箇所除雪1箇所あたり130円</li></ul>		
	③奨励金は1団体当たり20万円を限度とする。		
	・補助の条件○交付対象となる積雪深は歩道の積雪が概ね10cmに達し		
	ている場合とする。など		
申請期間等	随時 ※ただし、除雪実施前に必ず団体と	しての登録申記	青が必要。
交付対象団体	自治会・町内会、地域コミュニティ協議会	、その他	
問い合わせ先	西区建設課管理係 窓口番号 ③② (	25-264	-7661
メールアドレス	kensetsu.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	新潟市歩道除雪機械購入補助金交付制度	事業番号	27
助成等対象	「新潟市歩道除雪奨励金交付制度」に登録する団体を対象に、歩道除雪		
	機械を購入する際の費用の一部を補助します	0	
助成額・	補助対象内容:ハンドガイド式歩道除雪機械	の購入費(中	中古品は対象外)
補助の条件等	補助金の交付額:購入に要する費用の2分の	1以内の額	
	上限額:100万円/団体 下剛	園:10万円	]/団体
	補助の条件		
	・購入初年度は、各区建設課が開催する機械操作を	所修会に参加す	すること。
	・補助金交付年度から4年間は「新潟市歩道除雪響	<sup>受励金交付制</sup>	度」の団体登録を
	行うこと。		
	●機械購入日から4年を経過する日までの間は、当該機械の転売・売払い・譲渡・		
	文換又は廃棄をしてはならない。など <u> </u>		
申請期間等	随時 ※予算の範囲内での助成となりますので、事前に建設課管理係へ		
	ご相談ください。		
交付対象団体	自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、その他		
問い合わせ先	西区建設課管理係 窓口番号 ③2	25-264	-7661
メールアドレス	kensetsu.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	応急排水ポンプ維持管理費助成	事業番号	28
助成等対象	応急排水ポンプの施設について、自治会・町内会が設置し、かつ、これ		
	を維持管理する費用のうち、必要と認めた額の一部を助成します。		
助成額等	補助率 : 4/5以内		
申請期間等	年度当初		
交付対象団体	自治会•町内会		
問い合わせ先	西区建設課管理係 窓口番号 ③ 〇 2	25-264	-7661
メールアドレス	kensetsu.w@city.niigata.lg.jp		

### 7. その他の助成制度

制度等名称	公園愛護協力費	事業番号	29
助成等対象	公園愛護会が行う公園の除草、清掃など	の活動や事故な	どの通報に対
	する謝礼です。		
助成額・補助の条件等	各地区の公園の維持・管理活動に対して、2 助成額:1公園あたり19,000円+面積 (100㎡あたり2,500円) 限度額:1公園あたり20万円 ・公園愛護会は任意団体で、老人クラブ、場合もあり、自治会とは必ずしも一致しま ・新規で公園愛護活動をはじめる場合は西さい。	割 婦人会等で組織 ません。	している
交付対象団体	公園愛護会		
問い合わせ先	西区建設課管理係 窓口番号 ③②	025-264	-7661
メールアドレス	kensetsu.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	新潟市緑化活動推進事業	事業番号	30
助成等対象	公園・道路・河川などで緑化活動を行う自治	会・町内会、	NPO法人、
	その他概ね5人以上で組織する任意のグルーブ	に対し花苗	•種•球根の購
	入費を補助します。		
助成額・	助成内容:花苗・種・球根の購入に対する補助		
補助の条件等	条 件:活動場所が、公園、道路、河川敷又は	は公共施設敷	似内で外部か
	ら植栽が確認できる場所であること	• 0	
	活動についてはあらかじめ活動場所	fの管理者に	植栽及び維持
	管理等について許可を得ること。		
	実施後は適切かつ継続して維持管理を行うことをなど。		
	限 度 額:5万円(消費税込み)		
申請期間等	随時 ※予算の範囲内での助成となります。事	業着手前に	申請が必要で
	す。		
交付対象団体	自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、そ	の他非営利	団体
問い合わせ先	西区建設課管理係 窓口番号 ③ 025	5-264-	-7661
メールアドレス	kensetsu.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	空き家活用推進事業(地域活動活用タイ	プ)	事業番号	31
助成等対象	空き家の有効活用を推進することを目跡地を、地域の課題解決や活性化に向けずる団体に対し、その経費の一部を補助	た地域	活動の拠点	
助成額・ 補助の条件等	本事業は、補助対象内容等の別により以 【活用】	下2	事業から構成	だされます。
	補助対象:空き家を集会施設等で活用する 補助率等:工事費の1/3、上限100万合、上限200万円) 【跡地活用】 補助対象:跡地活用のための空き家の除補助率等:工事費の1/3、上限50万円	円 (併 却工事	せて耐震改	修を行う場
申請期間等	随時(予算の範囲内での助成のため、事前に住	環境政策	策課へご相談へ	ください)
交付対象団体	地域コミュニティ協議会、自治会・町内会、	その他	営利を目的と	こしない団体
問い合わせ先	建築部住環境政策課住環境整備室	02	5-226-	-2813
メールアドレス	jukankyo@city.niigata.lg.jp			

# 「迷惑空き家」を増やさないために

令和2年度に西区自治協議会では、管理不全な空き家いわゆる「迷惑空き家」を増やさないために、我が家が空き家になったときのことを元気なうちに家族で話し合うきっかけになるよう、ポスターや映像を作成して啓発に取り組みました。

ポスターは、自治会の皆さまからの協力を得 て、

掲示板や施設に掲示いただくことで啓発していま す。

映像は、家族で話し合うことの大切さや管理のポイントをまとめ、DVD(約5分)として各地域コミュニティ協議会に配布しています。また、西区役所地域課にも貸出用に設置していますので、

自治会の会合で上映するなど、ぜひご活用ください。

問い合わせ先

西区自治協議会事務局(西区役所地域課) 電話 025-264-7161



作成したポスターイメージ

制度等名称	地域活動補助金 事業番号 32		
助成等対象	【地域活動補助】		
	地域コミュニティ協議会や自治会・町内会、NPOなどが行う地域		
	福祉・教育・防災防犯・環境美化・地域計画策定・人口減少対策(移		
	住支援、空き家・空き店舗の利活用)・各種イベントなどの活動などに		
	要する経費に対して助成を行い、地域住民による自主的・主体的な地		
	域課題解決、地域活性化のための活動を支援します。		
	【設備整備補助】		
	住民が自主的に行う地域活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく		
	自治意識を盛り上げることを目指し、地域団体が行う設備の整備を対		
	象に費用の一部を補助します。		
0.5 - <del>1.5</del> 0.5	<b>F</b> 116.1-437 <b>T 5</b> 4.4-4 <b>D 4.7</b>		
助成額・			
補助の条件等	補助率:A型:重点分野*事業(複数日実施事業) 補助率 10/10		
	※重点分野:地域福祉・教育・防災防犯・環境美化・地域計		
	画策定・人口減少対策(移住支援、空き家・空     き店舗の利活用)		
	B型:コミ協広報紙発行事業 補助率 3/4		
	C型: 地域交流寺		
	※上記のほか・地域コミューティ協議云里原事業件を設定   (コミ協が選ぶ1事業 10/10 補助)		
	限度額:自治会・町内会、地域コミュニティ協議会上限 20 万円		
	(2つ以上の小学校区で構成されているコミ協の場合40万円)		
	その他の非営利団体上限 10 万円		
	※地域活動補助の交付決定は、申請先着順となっています。ご利用さ		
	れる場合は、お早目の提出をお願いします。		
	【設備整備補助】		
	補助率: 1/2		
	補助対象経費:20万円以上		
	補助限度額:下限10万円~上限30万円		
	申請期限:5月末日まで(7月上旬頃、交付・不交付の決定)		
交付対象団体	自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、連合自治会、その他非営利団体		
問い合わせ先	西区地域銀企画・地域振興担当 窓口番号 ⑫   025-264-7172		
メールアドレス	chiiki.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	市民活動保険 事業番号 33		
助成等対象	ボランティア等公益的な市民活動中のケガや事故を対象		
	とした保険制度です。		
	対象となる活動は以下のとおりです。 (1) 新潟市内の地域コミュニティ協議会、自治会・町内会、		
	その他地域団体が、計画的に行うボランティア活動		
	(2) 新潟市の主催、共催、依頼事業に従事するボランティア		
	の活動		
助成額・	補償内容		
補助の条件等	【傷害保険】死亡:500万円、後遺障害:15万円〜500万円 入院:1日あたり3千円、通院:1回あたり2千円		
	【賠償保険】対人:1名・1 事故につき上限1億円		
	対物:1 事故につき上限 1 億円		
	受託者賠償:1事故につき上限100万円		
	(自己負担額 1 万円)		
申請期間等	事故発生後速やかに市民活動事故発生通報書を提出してください。		
交付対象団体	自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、その他		
問い合わせ先	(1)西区地域果企画·地域振興担当 <u>窓口番号 ④</u> 025-264-7172		
	(2)各事業担当課		
メールアドレス	chiiki.w@city.niigata.lg.jp		

制度等名称	新潟市バス停上屋等整備事業補助金	事業番号	34
助成等対象	バス利用者の増加を図り、地域のめ、個人や法人、地域団体が必要とする上屋などを設置する際に経費のす。	するバス停付き	近のベンチ
助成額・ 補助の条件等	補助対象事業:バス停ベンチ、上屋、情報 補助対象経費:調査・設計費、材料費、 補助上限額:ベンチ25万円、上屋400 情報案内システム400万円	L事費等 万円、	
申請期間等	実績報告書を事業完了後30日以内又は当年度の3月15日のいずれか早い日に提出できるものとしています。なお、交付申請前には事前相談を受け付けています。		
交付対象団体	地域活動団体(自治会・町内会、連合自治会 その他)、個人、法人	、地域コミュニ	ティ協議会、
問い合わせ先メールアドレス	都市政策部市交通政策縣交通推進室 kotsu@city.niigata.lg.jp	025-226	8-2753